

近代以前の日本と東アジア

0. はじめに——何故「近代以前の日本と東アジア」なのか？

……ヨーロッパ近代がアジアに来る以前の国際関係のあり方についての共同歴史研究をすることなども、このような「近代」の呪縛からアジア諸国が逃れるために有効かもしれない。(田中明彦『新しい中世』300頁)

1. 近代世界システム

①政治面

- ・行為主体としての「近代主権国家」の圧倒的優位
権力を集中した国王は領域内で自らの上位者を認めない「主権者」として君臨
→主権国家 $\left[\begin{array}{l} \text{国際的には各国が平等} \\ \text{国内的には様々な主体を階層的に内包} \end{array} \right]$ の成立
- ・明確な国境線の画定により相互排他的な領域の区別が可能になり、主権国家の「内」と「外」の区別が明確に

②経済的相互依存の進展

2. 前近代東アジア

①政治面

- ・多様な行為主体の存在(ex.皇帝、国王、将軍、大名……)
国際的には各国が自らを中心とした華夷秩序の構築を図る
- ・海禁政策の実施により国内政治と国際政治の区別が明確

②活発な経済的相互依存

3. 近世日本の国際関係

「鎖国」政策＝日本人の海外渡航禁止（海禁）

外交・貿易を「四口」で直接ないし間接に管理・統制

- ・長崎……幕府直轄、オランダ・中国との貿易
- ・対馬……幕府から認められ宗氏が朝鮮との貿易を独占、外交をとりつぐ
- ・薩摩……幕府の許可を得て1609年に島津氏が琉球を征服
独立国の体裁は維持して中国との朝貢・冊封関係は継続
- ・松前……蝦夷地での交易独占権を幕府より認められる

※オランダ商館長の江戸参府、朝鮮通信使、琉球の謝恩使・慶賀使を利用して異民族による幕府への朝貢を演出

4. 近代日本の国際関係

維新政府は東アジアにおける中国中心の華夷秩序の切り崩しを図る

- ・ 日朝修好条規(1876)

第一款 朝鮮國ハ自主ノ邦ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ嗣後兩國和親ノ實ヲ表セント欲スルニハ彼此互ニ同等ノ禮義ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス先ツ従前交情阻塞ノ患ヲ爲セシ諸例規ヲ悉ク革除シ務メテ寛裕弘通ノ法ヲ開擴シ以テ雙方トモ安寧ヲ永遠ニ期スヘシ

- ・ 日清戦争の宣戦勅書(1894)

天佑ヲ保全シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス朕茲ニ清国ニ対シテ戦ヲ宣ス ……(略)……朝鮮ハ帝国カ其ノ始ニ啓誘シテ列国ノ伍伴ニ就カシメタル独立ノ一國タリ 而シテ清国ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ属邦ト称シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ其ノ内乱アルニ於テロヲ属邦ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ……(略)…… 帝国ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ秕政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅クシ外ハ独立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ清国ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ妨碍シ……(略)…… 則チ清国ノ計図タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサシメ帝国カ率先シテ之ヲ諸独立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ条約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝国ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク担保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス ……(後略)

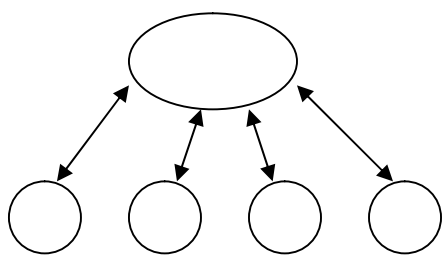


図 1: 伝統的東アジア

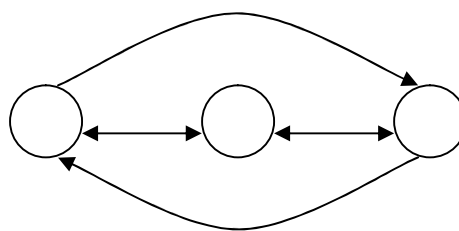


図 2: 近代国家

【参考文献】

- 荒野 泰典. 『近世日本と東アジア』(東京大学出版会) 1988 年
- 入江 昭 『日本の外交』(中公新書) 1966 年
- 入江 昭 『新・日本の外交』(中公新書) 1991 年
- 田中 明彦 『新しい中世』(日経ビジネス人文庫) 2003 年
- 山本 雅男 『ヨーロッパ「近代」の終焉』(講談社現代新書) 1992 年